

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0106. 14	<p><u>1. うさぎ (rabbits and hares)</u></p> <p>うさぎ (rabbits and hares) はうさぎ目の 2 科 (ウサギ科、ナキウサギ科) のうち、ウサギ科に属する。一般に売られているうさぎは、毛皮用、食肉用、実験用、愛玩用等の品種を含め、全てウサギ科カイウサギ属のアナウサギを家畜化したものである。上顎の大きな一対の門歯の奥に、第二門歯を持つ点が齧歯類と異なる。愛玩用にはヒマラヤン、イングリッシュ、ダッチ、ポーリッシュ種及びその改良種がある。</p> <p>（省 略）</p>	0106. 19	<p><u>2. うさぎ目</u></p> <p>うさぎは大人にも子供にも人気のあるペットである。うさぎ目はウサギ科とナキウサギ科にわかれる。一般に売られているうさぎは、毛皮用、食肉用、実験用、愛玩用等の品種を含め、全てウサギ科カイウサギ属のアナウサギを家畜化したものである。上顎の大きな一対の門歯の奥に、第二門歯を持つ点が齧歯類と異なる。愛玩用にはヒマラヤン、イングリッシュ、ダッチ、ポーリッシュ種及びその改良種がある。</p> <p>（同 左）</p>
0301. 94 0302. 35 0303. 45	<p><u>1. くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</u></p> <p>「くろまぐろ (<i>Thunnus thynnus</i> (英名 <i>Atlantic Bluefin tuna</i>)、<i>Thunnus orientalis</i> (英名 <i>Pacific Bluefin tuna</i>))」とは、北太平洋及び北大西洋の温暖域に広く分布し、体長は 2.5 メートル程度、体の背部は濃青黒色、腹部は灰色である。</p> <p>（省 略）</p>	0301. 94 0302. 35 0303. 45	<p><u>1. くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)</u></p> <p>「くろまぐろ (<i>Thunnus thynnus</i>、英名 <i>Bluefin tuna</i>)」とは、北太平洋及び北大西洋の温暖域に広く分布し、体長は 2.5 メートル程度、体の背部は濃青黒色、腹部は灰色である。</p> <p>（同 左）</p>
03. 02 項 ～ 03. 04 項	<p><u>1. キングクリップ (King clip) として分類する魚種の範囲について</u></p> <p>関税率表第 0302. 89 号、第 0303. 89 号、第 0304. 59 号又は第 0304. 99 号に分類されることとなるキングクリップ (King clip) の範囲については、Ophidiidae 科、<i>Gengpterus</i> 属の魚</p>	03. 02 項	<p><u>1. キングクリップ (King clip) として分類する魚種の範囲について</u></p> <p>関税率表第 0302. 69 号、第 0303. 79 号、第 0304. 19 号又は第 0304. 99 号に分類されることとなるキングクリップ (King clip) の範囲については、Ophidiidae 科、<i>Gengpterus</i> 属の魚</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>0302. 13</u> <u>0303. 11</u>	で、魚種名が <i>Genypterus</i> —と称される魚種をキングクリップとして取り扱うこととする。	<u>0302. 12</u> <u>0303. 11</u>	で、魚種名が <i>Genypterus</i> —と称される魚種をキングクリップとして取り扱うこととする。
<u>0302. 13</u> <u>0303. 12</u>	1. べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） (省 略)	<u>0302. 12</u> <u>0303. 19</u>	1. べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） (同 左)
<u>0302. 14</u> <u>0303. 13</u>	1. ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク） (省 略)	<u>0302. 12</u> <u>0303. 22</u>	1. ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク） (同 左)
<u>0302. 47</u> <u>0303. 57</u>	1. 大西洋さけ（サルモ・サラル） (省 略)	<u>0302. 67</u> <u>0303. 61</u>	1. 大西洋さけ（サルモ・サラル） (同 左)
<u>0304. 99</u>	1. めかじき (省 略)	<u>0304. 90</u>	1. めかじき (同 左)
	1. いとより（すり身のものに限る。） (省 略)		1. いとより（すり身のものに限る。） (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>0306. 27</u>	1. 養殖用又は放流用のクルマエビ属のもの（輸入統計細分 111）  (省 略)	<u>0306. 23</u>	1. 養殖用又は放流用のクルマエビ属のもの（輸入統計細分 111）  (同 左)
<u>0307. 71</u> <u>0307. 79</u>	1. あさり  (省 略)	<u>0307. 91</u> <u>0307. 99</u>	1. あさり  (同 左)
0307. 91 0307. 99	2. しじみ  この細分には、 <u>シジミ科 (Cyrenidae)</u> <u>シジミ属 (corbicula)</u> のものを分類する。  (省 略)	0307. 91 0307. 99	2. しじみ  この細分には、 <u>マルスダレガイ科 (Veneridae)</u> <u>コルビキュラ属 (corbucula)</u> のものを分類する。  (同 左)
0307. 91	1. 「FROZEN ABALONE」又は「FROZEN CHILIAN ABALONE」等と称して我が国に輸入されるチリアワビ（チリ名 LOCO、和名あわびもどき）の統計品目分類について  チリ及びペルーの周辺海域において捕獲される「チリアワビ」はアクキガイ科に属し、ミミガイ科に属する「あわび」（第 0307. 81 号又は第 0307. 89 号）とは別種のものであり、生きて	0307. 91	1. 「FROZEN ABALONE」又は「FROZEN CHILIAN ABALONE」等と称して我が国に輸入されるチリアワビ（チリ名 LOCO、和名あわびもどき）の統計品目分類について  チリ及びペルーの周辺海域において捕獲される「チリアワビ」はアクキガイ科に属し、ミミガイ科に属する「あわび」（第 0307. 91 号-450 又は第 0307. 99 号-142）とは別種のものであ

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
	<p>いるもの、生鮮のもの及び冷蔵したものにあっては統計品目番号 <u>0307.91-099</u> に分類される物品である。</p> <p>（省 略）</p> <p>殻、鰓、内臓を取り除いたあわび（1）及び<u>チリアワビ</u>（2）の背面図</p> <p>（省 略）</p>		<p>り、生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものにあっては統計品目番号 <u>0307.91-491</u> に分類される物品である。</p> <p>（同 左）</p> <p>殻、鰓、内臓を取り除いたあわび（1）及び<u>トリアワビ</u>（2）の背面図</p> <p>（同 左）</p>
<u>0910.11</u> <u>0910.12</u> 又は <u>2001.90</u>	<p>1. 塩蔵（塩水漬）しょうがの関税分類について</p> <p>「塩蔵しょうが」のうち、塩分が 13%以上のものは関税率表番号<u>第 0910.11 号-1</u>又は<u>0910.12 号-1</u>に分類し、塩分が 13%未満のものは関税率表番号<u>第 0910.11 号-2</u>又は<u>0910.12 号-2</u>に分類する。</p> <p>なお、「塩蔵しょうが」に少量の酢酸が加えられている場合があるが、これは一般的には、塩分の含有量に応じて<u>第 0910.11 号-1</u>、<u>第 0910.12 号-1</u>、<u>第 0910.11 号-2</u>又は<u>第 0910.12 号-2</u>に分類される。しかしながら、酢酸の含有量が全重量の 0.5%以上のものは、関税率表番号 <u>2001.90</u> 号に分類されるので、留意されたい。</p>	<u>0910.10</u> 又は <u>2001.90</u>	<p>1. 塩蔵（塩水漬）しょうがの関税分類について</p> <p>「塩蔵しょうが」のうち、塩分が 13%以上のものは関税率表番号<u>第 0910.10 号-1</u>に分類し、塩分が 13%未満のものは関税率表番号<u>第 0910.10 号-2</u>に分類する。</p> <p>なお、「塩蔵しょうが」に少量の酢酸が加えられている場合があるが、これは一般的には、塩分の含有量に応じて<u>第 0910.10 号-1</u>又は<u>第 0910.10 号-2</u>に分類される。しかしながら、酢酸の含有量が全重量の 0.5%以上のものは、関税率表番号 <u>2001.90</u> 号に分類されるので、留意されたい。</p>
<u>12.01 項</u>	<p>1. 大豆</p> <p>（省 略）</p>	<u>1201.00</u>	<p>1. 大豆</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>1212.21</u>	1. 食用の海草その他の藻類（乾燥したものを含む。）  (省 略)	<u>1212.20</u>	1. 食用の海草その他の藻類（乾燥したものを含む。）  (同 左)
<u>1212.21</u>	2. 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が 430 平方センチメートル以下のもの  (省 略)	<u>1212.20</u>	2. 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が 430 平方センチメートル以下のもの  (同 左)
<u>1212.21</u>	3. あまのり属のもの及びこれを交えたもの  あまのり属のもの（あさくさのり、くろのり、すさびのり、こすじのり等）又はこれを交えたもの（例えば、あおのり属の海草に交えたもの）で、関税率表番号 <u>第 1212.21 号-1</u> の物品（上記 2）の形状及び寸法に該当しない食用の海草その他の藻類を含む。	<u>1212.20</u>	3. あまのり属のもの及びこれを交えたもの  あまのり属のもの（あさくさのり、くろのり、すさびのり、こすじのり等）又はこれを交えたもの（例えば、あおのり属の海草に交えたもの）で、関税率表番号 <u>第 1212.20 号-1-1</u> （1）の物品（上記 2）の形状及び寸法に該当しない食用の海草その他の藻類を含む。
<u>1212.29</u>	4. てんぐさその他の寒天製造用の海草その他の藻類  (省 略)	<u>1212.20</u>	4. てんぐさその他の寒天製造用の海草その他の藻類  (同 左)
<u>1212.21 又は 1212.29</u>	5. 刻まずに粗く抄いたのり  (省 略)	<u>1212.20</u>	5. 刻まずに粗く抄いたのり  (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>2008. 97</u>	<p>1. ミックスドフルーツ等</p> <p>（省 略）</p>	<u>2008. 92</u>	<p>1. ミックスドフルーツ等</p> <p>（同 左）</p>
<u>2403. 19</u>	<p>1. 手巻きたばこ（オランダ産「D R U M」等）の関税分類について</p> <p>刻み幅 0.3 ミリメートル～1.0 ミリメートル程度の香味付いたばこをパウチパックに包装し、これに<u>巻紙</u>を同封した製造タバコ（約 1 グラムのたばこを同封の巻紙で巻き、紙巻たばこ状にして喫煙に供する。オランダ産「D R U M」の場合は、たばこ 50 グラムと巻紙 50 枚がセットになっている。）は、関税率表第 2403. 19 号－2「その他のもの」に分類することとする。ただし、巻紙が同封されていないものは関税率表第 2403. 19 号－1「パイプたばこ」に分類することとなるので留意する。なお、たばこ消費税法上の取扱いは、従来どおりパイプたばことなる。</p>	<u>2403. 10</u>	<p>1. 手巻きたばこ（オランダ産「D R U M」等）の関税分類について</p> <p>刻み幅 0.3 ミリメートル～1.0 ミリメートル程度の香味付いたばこをパウチパックに包装し、これに同封した製造タバコ（約 1 グラムのたばこを同封の巻紙で巻き、紙巻たばこ状にして喫煙に供する。オランダ産「D R U M」の場合は、たばこ 50 グラムと巻紙 50 枚がセットになっている。）は、関税率表第 2403. 10 号－2「その他のもの」に分類することとする。ただし、巻紙が同封されていないものは関税率表第 2403. 10 号－1「パイプたばこ」に分類することとなるので留意する。なお、たばこ消費税法上の取扱いは、従来どおりパイプたばことなる。</p>
27. 10 項	<p>1. 石油又は歴青油の調製品中の石油又は歴青油の含有量について</p> <p>（1）石油又は歴青油とこれらから分離した物質との混合物（残留油及び固体物を含む。以下同じ。）及びこれら混合物に全重量の 5 %未満の他の物質を加えた物品（石油又は歴青油が使用目的の上で基礎的な成分を成すものに限る。）で、他の<u>号</u>に該当しないものは、<u>第 2710. 12 号－1</u>、<u>第 2710. 19 号－1</u> 及び<u>第 2710. 20 号－1</u> の石油又は歴青油</p>	27. 10 項	<p>1. 石油又は歴青油の調製品中の石油又は歴青油の含有量について</p> <p>（1）石油又は歴青油とこれらから分離した物質との混合物（残留油及び固体物を含む。以下同じ。）及びこれら混合物に全重量の 5 %未満の他の物質を加えた物品（石油又は歴青油が使用目的の上で基礎的な成分をなすものに限る。）で、他の<u>項</u>に該当しないものは、<u>第 2710. 11 号－1</u> 及び<u>第 2710. 19 号－1</u> の石油又は歴青油として取り扱い、</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>として取り扱い、下記（2）の計算を適用しない。</p> <p>（2）石油、歴青油又はこれらから分離した物質を含有する物品で第 2710.12 号－1、第 2710.19 号－1 及び第 2710.20 号－1 に該当しないものは、調製品（第 2710.12 号－2、第 2710.19 号－2、第 2710.20 号－2、第 34.03 項、第 3824.90 号又は第 3826.00 号）として取り扱い、その石油又は歴青油の含有量の計算においては、当該調製品中に含有されているアスファルト、パラフィンろうその他の固形物は石油又は歴青油に含めないこととする。</p>		<p>下記（2）の計算を適用しない。</p> <p>（2）石油、歴青油又はこれらから分離した物質を含有する物品で第 2710.11 号－1 及び第 2710.19 号－1 に該当しないものは、調製品（第 2710.11 号－2、第 2710.19 号－2、第 34.03 項又は第 3824.90 号）として取り扱い、その石油又は歴青油の含有量の計算においては、当該調製品中に含有されているアスファルト、パラフィンろうその他の固形物は石油又は歴青油に含めないこととする。</p>
27.10 項	<p>8. 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて</p> <p>輸入統計品目番号 2710.12－137 及び 2710.20－137 の「自動車の燃料用のもの」には、<u>それぞれ</u>関税率表番号第 2710.12 号－1－（1）－C 及び第 2710.20 号－1－（1）－C に分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、日本工業規格の「自動車用ガソリン」（JIS K2202）に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。</p>	27.10 項	<p>8. 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて</p> <p>輸入統計品目番号 2710.11－137 の「自動車の燃料用のもの」には、<u>関税率表番号</u>第 2710.11 号－1－（1）－C に分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、日本工業規格の「自動車用ガソリン」（JIS K2202）に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。</p>
2903.79	<p>1. Halothane&lt;Hoechst&gt;</p> <p>（省 略）</p>	2903.49	<p>1. Halothane&lt;Hoechst&gt;</p> <p>（同 左）</p>
3002.10	<p>2. 免疫血清の関税分類について</p> <p>（省 略）</p>	3002.10	<p>2. 免疫血清の関税分類について</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>（注）<u>単クローニング抗体</u>は、30 類注 2 の規定により、<u>免疫産品</u>として第 3002.10 号（輸入統計細分 490）に分類される。</p> <p>3824.90 3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）</p> <p>修正テープ（輸出統計品目表 3824.90-200、輸入統計品目表 3824.90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたリボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第 4820.90 号））。</p>		<p>（注）<u>モノクローナル抗体</u>は、30 類注 2 の規定により、<u>変性免疫産品</u>として第 3002.10 号（輸入統計細分 490）に分類される。</p> <p>3824.90 3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）</p> <p>修正テープ（輸出統計品目表 3824.90-200、輸入統計品目表 3824.90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたリボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に張り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第 4820.90 号））。</p>
42.02 項	<p>3. 第 42.02 項の取扱いについて</p> <p>（省 略）</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器</p> <p>第 42 項注 3 (A) (a) により、第 42.02 項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>（省 略）</p>	42.02 項	<p>3. 第 42.02 項の取扱いについて</p> <p>（同 左）</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器</p> <p>第 42 項注 2 (A) (a) により、第 42.02 項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>（同 左）</p>
50.07 項	1. しづき加工をした和服地を反物状につなぎ合わせたもの	50.07 項	1. しづき加工をした和服地を反物状につなぎ合わせたもの

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>（省 略）</p> <p>全体としては、第 11 部の注 7 <u>(f)</u> のかっこ書の同種の織物を二以上つなぎ合わせた反物に該当すると認められる。したがって、本品は、絹織物として本項に属する。</p>		<p>（同 左）</p> <p>全体としては、第 11 部の注 7 <u>(e)</u> のかっこ書の同種の織物を二以上つなぎ合わせた反物に該当すると認められる。したがって、本品は、絹織物として本項に属する。</p>
5806.32	<p>1. しづり染めをした帯揚げ</p> <p>（省 略）</p> <p>本品の裁断された縁は、裁断と同時に加熱溶着されている。このような加工は、第 11 部の注 7 <u>(f)</u> に掲げる縫製にも、また、同注 <u>(c)</u> に掲げる縁縫い又は縁かがりにも該当しない。したがって、本品は、第 11 部においては、「製品にしたもの」とは認められない。</p> <p>（省 略）</p>	5806.32	<p>1. しづり染めをした帯揚げ</p> <p>（同 左）</p> <p>本品の裁断された縁は、裁断と同時に加熱溶着されている。このような加工は、第 11 部の注 7 <u>(e)</u> に掲げる縫製にも、また、同注 <u>(c)</u> に掲げる縁縫い又は縁かがりにも該当しない。したがって、本品は、第 11 部においては、「製品にしたもの」とは認められない。</p> <p>（同 左）</p>
6211.39 又は 6211.49	<p>1. 和装用絹製品等（着物）における関税率表第 11 部注 7 <u>(f)</u> の適用について</p> <p>62 類に属する和装用絹製品等（着物）の「仮縫い」した物品は、関税定率法別表の 11 部注 7 <u>(f)</u> の「縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品」に該当するものとし、「仮縫い」の解釈については下記のとおりとする。</p> <p>（省 略）</p>	6211.39 又は 6211.49	<p>1. 和装用絹製品等（着物）における関税率表第 11 部注 7 <u>(e)</u> の適用について</p> <p>62 類に属する和装用絹製品等（着物）の「仮縫い」した物品は、関税定率法別表の 11 部注 7 <u>(e)</u> の「縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品」に該当するものとし、「仮縫い」の解釈については下記のとおりとする。</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6211.49	<p>1. しづり染めをした和服地を羽織の形態につなぎ合わせたもの</p> <p>(省 略)</p> <p>本品は、絹織物の裁断片を婦人用羽織の形につなぎ合わせたものであるので、第 11 部の注 7 (f) により「製品にしたもの」に該当する。本品は、仮縫いの状態にあること及び寸法が通常の羽織の約 1/3 であって輸入後、客の体に合わせて湯のしをする必要があることから完成した衣類とは認められないが、衣類の未完成品と認められるので、その他の女子用の衣類として、本号に属する。</p> <p>(省 略)</p>	6211.49	<p>1. しづり染めをした和服地を羽織の形態につなぎ合わせたもの</p> <p>(同 左)</p> <p>本品は、絹織物の裁断片を婦人用羽織の形につなぎ合わせたものであるので、第 11 部の注 7 (e) により「製品にしたもの」に該当する。本品は、仮縫いの状態にあること及び寸法が通常の羽織の約 1/3 であって輸入後、客の体に合わせて湯のしをする必要があることから完成した衣類とは認められないが、衣類の未完成品と認められるので、その他の女子用の衣類として、本号に属する。</p> <p>(同 左)</p>
6217.10	<p>2. 博多織帯地の分類について</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 本品を輸入するときは、1 本分の帯地を紙芯に巻き付け、プラスチック袋で覆われることとなる。</p> <p>(省 略)</p>	6217.10	<p>2. 博多織帯地の分類について</p> <p>(同 左)</p> <p>(2) 本品を輸入するときは、1 本分の帯地を紙しんに巻き付け、プラスチック袋で覆われることとなる。</p> <p>(同 左)</p>
7326.90	4. 卑金属製キーリングと各種物品とを結合したもの	7326.90	4. 卑金属製キーリングと各種物品とを結合したもの
	(省 略)		(同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>卑金属製キーリングに各種の物品を取り付けたものについては、取り付けられた物品が単独で実用品として販売可能であると認められる場合は、その物品の属する号に分類し、その他の場合（単なるバランシング又は装飾品等）は、原則としてキーリングの属する号（例えば、第 7326.90 号）に分類する。ただし、その他の場合であっても取り付けられる物品が、<u>象牙</u>、貴石又は貴金属等を使用した特に高価なものであるときは、重要な特性がこれらの物品にあるものと認め、取り付けられた物品の属する号に分類する。</p> <p>（省 略）</p> <p>（例）“CAMUS”のコニヤック入り小瓶付きのキーリング 本品は、真正なコニヤックが入っているガラス瓶（高さ 6 センチメートル、直径最大部 2 センチメートル）のキャップに鉄鋼製キーリングが取り付けられたものである。 コニヤックの容量は 5.4 ミリリットルであり、瓶には“CAMUS COGNAC”のラベルが<u>貼り付け</u>られている。</p> <p>（省 略）</p>		<p>卑金属製キーリングに各種の物品を取り付けたものについては、取り付けられた物品が単独で実用品として販売可能であると認められる場合は、その物品の属する号に分類し、その他の場合（単なるバランシング又は装飾品等）は、原則としてキーリングの属する号（例えば、第 7326.90 号）に分類する。ただし、その他の場合であっても取り付けられる物品が、<u>ぞうげ</u>、貴石又は貴金属等を使用した特に高価なものであるときは、重要な特性がこれらの物品にあるものと認め、取り付けられた物品の属する号に分類する。</p> <p>（同 左）</p> <p>（例）“CAMUS”のコニヤック入り小瓶付きのキーリング 本品は、真正なコニヤックが入っているガラス瓶（高さ 6 センチメートル、直径最大部 2 センチメートル）のキャップに鉄鋼製キーリングが取り付けられたものである。 コニヤックの容量は 5.4 ミリリットルであり、瓶には“CAMUS COGNAC”のラベルが<u>張り付け</u>られている。</p> <p>（同 左）</p>
90 類	<p>1. システム商品の分類について</p> <p>（省 略）</p> <p>（4）関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体（1 台）、磁気式記録機（1 台）及びプリンター</p>	90 類	<p>1. システム商品の分類について</p> <p>（同 左）</p> <p>（4）関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体（1 台）、磁気式記録機（1 台）及びプリンター</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9006.52	<p>(1 台) から成る文章作成システム……(第 8469.00 号)</p> <p>1. 幅が 24 ミリメートルのロールフィルムを使用するもの(輸出統計細分 100、<u>900</u>) (省 略)</p>	9006.52	<p>(1 台) から成る文章作成システム……(第 8469.10 号)</p> <p>1. 幅が 24 ミリメートルのロールフィルムを使用するもの(輸出統計細分 100、<u>200</u>) (同 左)</p>
96.08 項	<p>1. 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの</p> <p>軸又はキャップにリング状に貴金属又はこれを貼り若しくはめっきした金属を使用したものの適用範囲は次の基準によることとする。</p> <p>(省 略)</p>	96.08 項	<p>1. 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>軸又はキャップにリング状に貴金属又はこれを張り若しくはめっきした金属を使用したものの適用範囲は次の基準によることとする。</p> <p>(同 左)</p>